委託契約書（案）

１　業務名

　奈良市可燃ごみ等処理業務委託

２　業務の目的

　奈良市環境清美工場の焼却施設の大規模改修工事に伴い処理が困難となった可燃ごみ等の処理を円滑に実施することを目的とする。

３　履行期間

　令和８年６月１日～令和８年１１月３０日

４　委　託　料　　積込費　　　　１トン当たり　　　　　　　　円（税別）

　　　　　　　　運搬費Ⅰ　　　１トン当たり　　　　　　　　円（税別）

　　　　　　　　運搬費Ⅱ　　　１トン当たり　　　　　　　　円（税別）

　　　　　　　　処分費　　可燃ごみ等：１トン当たり　　　　　　　　円（税別）

　　　　　　　　処理方法：

　　　　　　　　　二次処理先：
　　　　　　　　　処理方法：

５　委託料の請求方法

　前項の委託料の単価に当該月の業務に係る数量を乗じて得た額に消費税額及び地方消費税額を乗じた額（１円未満の端数が生じた場合は切り捨てるものとする。）を請求する。

６　契約保証金　　　　　　　　　円（税別）

上記委託業務について、奈良市（以下「委託者」という。）と　　　　　　　　　　　　　　　　（以下「受託者」という。）とは、次の条項によって公正な委託契約（以下「本件契約」という。）を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本件契約の締結を証するため、本書　通を作成し、委託者、各受託者記名押印の上、各自１通を保有するものとする。

令和　　年　　月　　日

委託者　　　奈良市二条大路南一丁目1-1
奈良市
奈良市長　　仲川　元庸

受託者（積込・運搬・処分・連絡調整）

（主記）
第１条　委託者は、可燃ごみ等の積込業務（以下「積込業務」という。）を委託者自ら行う、又は、受託者に委託し、受託者は、これを受託するものとする。
２　委託者は、可燃ごみ等の収集運搬業務（以下「運搬業務」という。）を委託者自ら行う、又は、受託者に委託し、受託者は、これを受託するものとする。
３　委託者は、可燃ごみ等の処分業務（以下「処分業務」という。）を受託者に委託し、受託者は、これを受託するものとする。
４　委託者は、可燃ごみ等の積込業務、運搬業務、処分業務の円滑な遂行のために必要な連絡及び調整等業務（以下「連絡調整業務」という。）を受託者に委託し、受託者は、これを受託するものとする。
５　受託者は、委託者の指示に従い、かつ、別添仕様書に基づいて積込業務、運搬業務、処分業務、連絡調整業務（以下「委託業務」と総称する。）を実施するものとする。
（委託期間）
第２条　委託期間は、頭書の履行期間のとおりとする。
（検査）
第３条　受託者は、当該月に係る委託業務を完了したときは、遅滞なく委託者に対して書面により当該月に係る委託業務の完了したことを報告しなければならない。
２　委託者は、前項の報告を受けたときは、速やかに当該月に係る委託業務完了の確認のための検査を行うものとする。
３　受託者は、前項の検査の結果、不合格となり、補正を命じられたときは、遅滞なく補正を行い、再検査を受けなければならない。
（委託料の請求及び支払）
第４条　受託者は、前条の規定による検査に合格したときは、速やかに当該月に係る頭書の委託料（以下「委託料」という。）の支払請求書を委託者に提出するものとする。
２　委託者は、第１項の規定による適法な支払請求書を受理したときは、受理した日から３０日以内に委託料を受託者に支払うものとする。
（費用の負担）
第５条　本契約に記載のない委託業務の実施に必要な器材等に係る費用は、全て受託者の負担とする。
（権利義務の譲渡等の禁止）
第６条　受託者は、第三者に対し、委託業務の一部若しくは全部の実施を委託し、若しくは請け負わせ、本件契約に基づいて生じる権利義務を譲渡し、又は本件契約上の地位を承継させてはならない。ただし、委託者の承諾を得たときは、この限りでない。
（契約の解除）
第７条　委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、受託者との本件契約を解除することができる。
(1) 本件契約を履行しないとき、又は本件契約に違反し契約の目的を達成することができないと認められるとき。
(2) 資力の低下等により本件契約を履行できないおそれがあると認められるとき。
(3) 委託者の信用を著しく失墜させる行為をしたと認められるとき。
(4) 受託者（受託者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。
ア　役員等（受託者が個人である場合にはその者を、受託者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時業務の委託に係る契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号。以

下「暴力団対策法」という。）第２条第６号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ　暴力団（暴力団対策法第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ　役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ　役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ　役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ　本件契約の履行に係る必要な物品の購入契約その他の契約の締結に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、相手方と契約を締結したと認められるとき。

キ　受託者が、アからオまでのいずれかに該当する者を本件契約の履行に係る必要な物品の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）において、委託者が受託者に対して当該契約の解除を求めたにもかかわらず、受託者がこれに従わなかったとき。

２　受託者は、委託者が本件契約を履行しないとき、又は本件契約に違反し契約の目的を達成することができないと認められるときは、本件契約を解除することができる。

（履行遅滞の場合における損害金等）

第８条　受託者の責めに帰すべき事由により履行期間内に業務を履行することができない場合においては、委託者は、損害金の支払いを受託者に請求することができる。

２　前項の損害金の額は、委託料から部分引渡しを受けた部分に相応する委託代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、年２．５パーセントの割合で計算した額とする。

３　委託者の責めに帰すべき事由により、第４条の規定による委託料の支払が遅れた場合においては、受託者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年２．５パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を委託者に請求することができる。

（契約が解除された場合等の違約金）

第９条　次の各号のいずれかに該当する場合において、当該受託者は契約金額の１０分の１に相当する額を違約金として委託者の指定する期限及び方法により、委託者に支払わなければならない。

(1)　前条第１項第１号若しくは第２号の規定により本件契約が解除された場合において、その原因が受託者の責めに帰すべき事由によるとき、又は同項第３号若しくは第４号の規定により本件契約が解除されたとき。

(2)　受託者がその債務の履行を拒否し、又は受託者の責めに帰すべき事由によって受託者の債務について履行不能となった場合

２　次に掲げる者が本件契約を解除した場合は、前項第２号に該当する場合とみなす。

(1)　受託者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成１１年法律第２２５号）の規定により選任された再生債務者等

(2)　受託者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成１４年法律第１５４号）の規定により選任された管財人

(3)　受託者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成１６年法律第７５号）の規定により選任された破産管財人

３　受託者は、委託者が自己の都合により当該日の委託業務の一部の履行を中止するよう受託者に指示した場合において、既に当該日の委託業務に着手しているときは、委託料の額を超えない範囲で委託者と協議して定める違約金の支払を委託者に請求することができる。

（損害賠償責任）
第１０条　受託者は、委託業務の実施に関して委託者に損害を与えたとき、又は本件契約に定める義務を履行しないために委託者に損害を与えたときは、直ちにその損害を賠償しなければならない。
２　受託者は、委託業務の実施に関して第三者に損害を与えたときは、直ちにその第三者に対してその損害を賠償しなければならないものとし、委託者は、その第三者に対して損害賠償の責めを負わないものとする。
３　受託者は、第７条第２項の規定により本件契約が解除された場合において、損害があるときは、受託者はその損害の賠償を委託者に請求することができる。
（管轄裁判所）
第１１条　本件契約について訴訟等が生じたときは、委託者の事務所の所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的行為管轄裁判所とする。
（秘密の保持）
第１２条　受託者は、委託業務の実施に当たり知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。
（疑義の決定）
第１３条　本件契約に関して疑義が生じた場合は、委託者と受託者が協議して定めるものとし、協議が成立しないときは、委託者の定めるところによるものとする。
（処分場の所在地を管轄する地方公共団体への事前協議）
第１４条　委託者と処分場の所在地を管轄する地方公共団体間において、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第４条第９号イの規定によるものの他、事前協議が必要な場合は、その協議が成立し、承認等を得たときに本契約となるものとする。